

しょうがいしゃ きほんほう かん ろんてんてん いけん 障害者基本法に関する 論 点についての意見

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ こうせいいん おのうえこうじ
障 がい者制度改革推進会議・構成員 尾上浩二

きほんてきせいかく

1. 基本的性格について

- しょうがいしゃ けんりじょうやく いか じょうやく りやく」 もっと じゅうよう
① 障害者の権利条約（以下「条約」と略す）の最も重要なコンセプトは、
あらた い きゅうらい しょうがい ひと ほご たいしょう
改めて言うまでもなく、旧来のような障害のある人が保護される対象ではなく、
けんり しゅたい めいかく いち
権利の主体として明確に位置づけたことにあります。
しょうがいしゃきほんほう ぼつぽんかいせい あ どうじょうやく ふ しょうがいしゃ
障害者基本法の抜本改正に当たっては、同条約を踏まえ、障害者を
けんり しゅたい しょうがい ちいきしゃかい さべつ う
権利の主体としてどんな障害があっても、地域社会で差別を受けることなく、
しょうがい ひと とも しょうがい ひと い せいかつ おく
障害のない人と共に障害のある人が生きがいのある生活を送ることができる
ほうせいど たいけい きほん ほうりつ
法制度の体系の「基本」となる法律とすべきです。

- しょうがいしゃ …さんか きかい あたえられる げんこう だい じょう
② 「すべて障害者は…参加する機会が与えられる」とした現行・第3条2の
おんけいてき いみ きてい しょうがいしゃ けんり しゅたい いち
恩恵的な意味をもつ規定をあらため、障害者を権利の主体として位置づけなおした
うえ だい しょう ぜんじょうぶん みなお ひつよう
上で、第2章の全条文についての見直しが必要です。

しょうがい ていぎ

2. 障害の定義

- しょうがいしゃきほんほう せいていじ ねん はったつしょうがい こうじのうきのうしょうがい
① 障害者基本法の制定時（1993年）から発達障害や高次脳機能障害、
なんびょうなど かんきょうじょう よういん せいかつじょう せいげん う
難病等をはじめとして、環境上の要因によって生活上の制限を受ける
じょうたい しょうがい はんい ふく ながねん けあん いま かいけつ
状態を障害の範囲に含めることについては、長年の懸案であり、未だに解決し

しょうがいしゃきほんほう ばっぽんかいせい ごうりてきはいりよ ひてい ふく さべつ
ていませぬ。障害者基本法の抜本改正で、「合理的配慮の否定」を含む「差別

こうい きんし めいじ こくさいひかく と のこ げんこう きわ
行為の禁止」を明示するのであれば、国際比較からも取り残されている現行の極めて

せま しょうがい はんい かいせい もと
狭い「障害の範囲」を改正することが求められます。

じょうやく しめ しょうがい しゃかい そ ほうりつ
② 条約が示している障害の社会モデルに沿って「この法律において

しょうがいしゃ しんたいてきしょうがい ちてきしょうがいたま せいしんてきしょうがい「いか
「障害者」とは、身体的障害、知的障害又は精神的障害（以下

しょうがい そうしょう しゅしゅ しょうへき そうご さよう
「障害」と総称する。）があるため、種々の障壁と相互に作用することにより、

しゃかい かんぜん こうかてき さんか せいげん う もの ふく きてい
社会に完全かつ効果的に参加することに制限を受ける者を含む」との規定に

かいせい ひつよう
改正することが必要です。

3. 差別の定義

しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん む こくない しょうがいしゃさべつきんしほう
① 障害者権利条約の批准に向けて、国内でも障害者差別禁止法を

さくてい しょうがいしゃ さべつてっばい けんりじつげん ほうせいび きてい
策定し、障害者の差別撤廃・権利実現のための法整備につながる規定を、

しょうがいしゃきほんほう ばっぽんかいせい も こ ひつよう
障害者基本法の抜本改正で盛り込むことが必要です。

うえ しょうがいしゃきほんほう ばっぽんかいせい さべつ ていぎ おこな
②その上で、障害者基本法の抜本改正においても、差別の定義を行い、

ちよくせつさべつ かんせつさべつ ごうりてきはいりよ おこな るいけい ふく
「直接差別」「間接差別」、「合理的配慮を行わないこと」の3類型が含ま

めいき ひつよう
れることを明記することが必要です。

4. 基本的人権の確認

けんり しゅたい せいかく へんこう しょうがいしゃ じりつ じこけつてい
①「権利の主体」としての性格の変更にあわせて、障害者の自立と自己決定を

けんり めいき てきせつ そち かくほ めいき ひつよう
権利の明記とそのため適切な措置の確保の明記が必要です。

げんこう もくてき だい じょう きほんてきりねん だい じょう はい しゃかいさんか
② 現行の目的(第1条)や基本的理念(第3条)に入っている「社会参加」

もんごん げんこう だい しょう しさく きほん しゃかいさんか
の文言が、現行・第2章「施策の基本方針」ではふれられていません。社会参加の

けんりせい めいき たよう しゃかいさんか てきせつ そち かくほ めいき ひつよう
権利性を明記し、多様な「社会参加」のための適切な措置の確保の明記が必要で
す。

ちいき じりつせいかつ けんりきてい ひつよう にゅうしょしせつ びょういんなど
③ 地域での自立生活についての権利規定が必要です。入所施設や病院等で

せいかつ し さべつ きんし しょうがいしゃ ちいきしゃかい
の生活を強いられることを差別として禁止するとともに、障害者が地域社会で

ひつよう しえん かつよう じりつ せいかつ おく けんり ゆう めいき ひつよう
必要な支援を活用しつつ自立した生活を送る権利を有することの明記が必要
です。

しゅわ こうてきげんごか ほしょう じょうやく だい じょう
④ 手話の公的言語化やコミュニケーション保障については、条約の第2条

ていぎ だい じょう 「ひょうげんおよ いけん じゅうなら じょうほう
(定義)と第21条(表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス)を

ふ しょうがいしゃ みずかせんたく しゅだん ほうほう ひょうげんおよいけん じゅう
踏まえて、障害者が自ら選択する手段、方法によって、表現及び意見の自由

じょうほうおよかんが もと う およ つたじゅう ふく ひょうめい こうかてき おこな
(情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。)の表明を効果的に行う

てきせつ そち かくほ めいき ひつよう
ことができる適切な措置を確保することの明記が必要です。

しょうがいしゃ かん きほんてきしさく 5. 障害者に関する基本的施策

こべつじつていほう りねんてきこんきょ げんこう だい しょう 「しょうがいしゃ ふくし かん
① 個別実定法の理念的根拠となる現行・第2章(障害者の福祉に関する

きほんてきしさく かんけいじょうぶん じょうやく かんれんじょうぶん
基本的施策)の関係条文については、条約の関連条文をもとに、「～を

かくほ おこな など ぎむきてい きほん
確保する」「～を行う」「～しなければならない」等の義務規定を基本とすべきです。

ちいき じりつせいかつ けんり じつげん しょうがいしゃけんりじょうやくだい
②地域での自立生活の権利を実現していくために、障害者権利条約第19

じょう めいき ふく しえん う けんり めいき
条に明記されたパーソナル・アシスタント・サービスを含む支援を受ける権利を明記し

じっしきてい もう ひつよう
るとともに、パーソナル・アシスタント・サービスの実施規定を設けることが必要です。

かいかく こうもく がっこうきょういくせいど だんかい
③「改革17項目」のその6には、「学校教育制度は、あらゆる段階において

しょう じ しょう じいがい もの げんそくわ きょういく とも まな
障がい児が障がい児以外の者と原則分けられず、インクルーシブ教育（共に学び

とも そだ きょういく きほん しょう じまた ほごしゃ きぼう
共に育つ教育）とすることを基本とするとともに、障がい児又はその保護者が希望

とくべつしえんきょういく う ほしょう
するときは、特別支援教育を受けることを保障」とあります。

てん げんこう だい じょう こうりゅうおよ きょうどうがくしゅう
その点からすると、現行の第14条の3では「交流及び共同学習を

せっきょくてき すす きほんてき わ しく ぜんてい じょうやくなら
積極的に進める」と、基本的に分けられた仕組みが前提になっており、条約並び

かいかく こうもく めざ きょういく おお むじゅん
に「改革17項目」が目指すインクルーシブ教育と大きく矛盾しています。

かいかく こうもく きてい い ぐち わ
「改革17項目」その6にそった規定にあらためるとともに、まず、入り口から分けないこ

きほんほうしん がっこうきょういくほうせこうれいだい じょうなど いべつと あつか きてい
とを基本方針として学校教育法施行令第5条等での異別取り扱い規定

さくじょ ひつよう
の削除が必要です。

こよう そくしんなど だい じょう こよう そくしん かん
④雇用の促進等（第16条）については、これまでのような「雇用の促進に関する

しさく しめ じょうやく だい じょう めいき こよう
施策」を示すことにとどまるのではなく、条約（第27条）が明記している、雇用に

かか じこう かん さべつ きんし くじょうてつづきなど けんり ほご かん
係わるすべての事項に関する差別の禁止と苦情手続等による権利の保護に関する

そち ひつようせい めいき ひつよう
措置の必要性の明記が必要です。

じょうやく だい じょう ろうどうおよこよう
条約の第27条（労働及び雇用）は、インクルーシブで、かつ、アクセシブルな

ろうどうしじょうおよ ろうどうかんきょう しょうがい ひと ろうどう けんり ひろ
労働市場及び労働環境において、障害のある人の労働の権利を広く

みと じゅうらい いっぱんこよう ふくしてきしゅうろう たてわ てき せいど
認めています。従 来のような一般雇用と福祉的 就 労の縦割りの 制度を

こんぽん しょうがいしゃ はたら けんり じつげん かんてん みなお もと
根 本からあらため、障 害者の 働 く権利の 実現という 観 点からの 見直しが 求め
られます。

せいじてきおよ こうてきかつどう じょうやく じょう せいじてきおよ こうてきかつどう
⑤政治的及び公 的 活動については、条 約の 29 条（政治的及び公 的 活動

さんか ふ みずか せんたく しゅだん ほうほう せいじてきおよ
への参加）を踏まえて、自 ら 選 択した 手段、方 法によつて、政治的及び

こうてきかつどう こうかてき かんぜん さんか てきせつ そち かくほ
公 的 活動に効果的かつ 完 全に参加することが できる 適 切な 措置を 確保することの

めいき ひつよう
明記が 必 要です。

なんびょう きほんほう じょう こう なんびょうなど きいん しょうがい
⑥難 病 については、基本法 23 条 3 項に、「難 病 等に起因する 障 害」とされて

しんたいしょうがいしゃふくしほう てちょうしょじしゃ げんてい ごかい
いるため、身 体 障 害者 福 祉 法の手帳 所持者に 限 定されているという 誤 解が

しょう なんびょうなど きいん きいん さくじょ しょうがい
生 じており、「難 病 等に起因する」の「に起因する」を 削 除すべきです。また、障 害

もと さべつ たよう じったい あ がんめん いけい
に 基 づく 差 別 の多 様 な 実 態 に合 わせて、H I V のキ ャ リ ア、顔 面 に 異 形 やアザが 有

ひとなど しょうがい かこ けいれき しょうがい はんい ふく
人 等 に かか わ る 障 害 の「み な し」や「過 去 の 経 歴」を「障 害 の 範 囲」に 含 め る

じゅうなん たいおう
柔 軟 な 対 応 が 求 め ら れ ます。

しょうがい よぼう かんきほんてきしさく だい しょう およ だい じょう
⑦「障 害 の 予 防 に 関 す る 基 本 的 施 策」(第 3 章 の タ イ ト ル 及 び 第 23 条 1 と 2)

しょうがい よぼう しょうがい ちりょう
の「障 害 の 予 防」に つ い て は、障 害 は あ っ て は な ら ず、治 療 し な け れ ば な ら ない も の

しょうがい かん いろこ はんえい こうもく きほんてき さくじょ つぎ
と いう 障 害 観 が 色 濃 く 反 映 さ れ て い る の で、こ の 項 目 は 基 本 的 に 削 除 し、次 の

しゅうせい
よ う に 修 正 す る こ と が 必 要 で す。

げんこう しょうがい よぼう かんきほんてきしさく だい しょう さくじょ あら ほけん
イ. 現 行 の「障 害 の 予 防 に 関 す る 基 本 的 施 策」(第 3 章)は 削 除 し、新 た に「保 健

ほけん りよう もう しゅたいしゃ しょうがいしゃ
サ ー ビ ス へ の ア ク セ ス」ま た は「保 健 サ ー ビ ス の 利 用」を 設 け、主 体 者 で あ る 障 害 者

はんだん せんたく りよう しさく おこな めいき
の判断と選択によってアクセスし利用できる施策を行うことを明記することが
ひつよう
必要です。

ぜんき ふ げんこう じょう かいへん あら じょう つぎ
ロ. 前記のイ. を踏まえて、現行の23条の3を改変し、新たに23条の1として、次
のような文言に変更が必要です。

くにおよ ちほう こうきょう だんたい しょうがい げんいん なんびょうなど よぼうおよ
「国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び
ちりょう こんなん しょうがい げんいん なんびょうなど ちょうさおよ
治療が困難であることにかんがみ、障害の原因となる難病等の調査及び
けんきゅう すいしん なんびょうなど しょうがい けいぞくてき
研究を推進するとともに、難病等の障害があるため継続的に
にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う もの たい しさく こま
日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者に対する施策をきめ細
すいしん つと
かく 推進するよう努めなければならない。」

かいかく こうもく くに しょう しゃ かか よさん しょうがいこく
⑧「改革17項目」のその15には、「わが国における障がい者に係る予算は、諸外国との
ひかく ひ ひく しゃかいししゅつ こくみんふたんりつ た おく
比較において、GDP比で低い社会支出と国民負担率となっているため、立ち遅れている
しゃかいてきちいききばん せいび けいざいてきじりつ そくしん しょう しゃふくししさく すいしん
社会的地域基盤の整備と経済的自立を促進し、障がい者福祉施策を推進するため、
しさくこうもく たっせいきかんなど さだ そうごうてき ふくしけいかく ざいせいてき すうちもくひょう さだ
施策項目と達成期間等を定めた総合的な福祉計画と財政的な数値目標を定める」と
あります。

しる とお にほん しょうがいしゃふくしよさん せんしんしよこく くら きわ ていすいじゅん
ここで記されている通り、日本の障害者福祉予算は先進諸国に比べて極めて低水準
ぜんたい よさんきぼ ちい す ふくししさく かね つか い くら
で全体の予算規模が小さ過ぎます。福祉施策にお金を使っていないと言われているアメリカと比
べても2分の1程度でしかありません。最低でも現行の3～4倍の障害者関連予算が
ひつよう しょうがいしゃふくししさく かくじゅう ざいげん かくほ かくじゅう きてい もう
必要です。障害者福祉施策の拡充のために、財源の確保・拡充を行えるような規定を設
けることが必要です。

しょうがいしゃ ちいき じりつせいかつ けんり じつげん
また、障害者の地域での自立生活の権利を実現していくために、ホームヘルプ

などちいきせいかつ ちいきかくさ かいしょう てきせつ はあく つと ひつよう
等 地域生活サービスの地域格差を解消するために、ニーズの適切な把握に努め、必要な

ざいげん かくほ おこなきてい ひつよう しょうがいしゃ ちいきせいかつ きばんせいび
財源の確保を行う規定が必要です。そして、障害者の地域生活の基盤整備を

じゅうてんてき すす きてい せいどか もと
重点的に進めるような規定・制度化が求められます。

6. モニタリング

じょうやくだい じょう げんきゅう こくないじんけんきかん ちい さだ
① 条約第33条において言及されている国内人権機関の地位を定めた「パリ

げんそく ねん こくれんそうかいけつぎ みずか けんげん こうし きほんてき ほうほう
原則」(1993年、国連総会決議)では、自らの権限を行使する基本的な方法

かんこく いち いれいてき あつか いみ ちが
に「勧告」が位置づけられており、「異例的な扱い」とはまったく意味が違います。

かんけいぎょうせいきかん たい かんこく おこな どくりつせい かくほ か
関係行政機関に対する「勧告」を行うためには、独立性の確保は欠かせない

ぜんてい どくりつせい たんぼ きかん せっち もと
前提であり、独立性を担保したモニタリング機関を設置することが求められます。

とうじしゃさんかく じょうやくだい じょう しみんしゃかい とく
② 当事者参画のありかたについては、条約第33条の「市民社会、特に、

しょうがい ひとおよ しょうがい ひと だいひょう だんたい かんし
障害のある人及び障害のある人を代表する団体は、監視[モニタリング]

かてい かんぜん かんよ さんか だい こう かくほ
の過程に完全に関与し、かつ、参加する。」(第3項)ことを確保するために、

しょうがいしゃしやく じっしじょうきょう たい かんし かてい じょうやく
障害者施策の実施状況に対する監視[モニタリング]の過程には、条約の

こくないじっし む かんけいしょうちょう いけんこうかん とうしょ けいぞくてき つ かせ
国内実施に向けて関係省庁との意見交換を当初から継続的に積み重ね

しょうがいしゃだんたい さんか せっきょくてき やくわり は
ている障害者団体が参加し、積極的な役割を果たすことができるようにするこ

ひつよう
とが必要です。

いじょう
以上